

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：(環境局環境改善部化学物質対策課)：一

### 告示(選)

○平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正：二

○平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正：二

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正：三

○平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正：三

○平成三十年東京都選挙管理委員会告示第百二十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正：三

○令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正：三

○令和二年東京都選挙管理委員会告示第百三十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正：四

○令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正：四

### 告示(海区漁調)

○東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限：六

○東京海区における火光利用とびうお漁業の制限：七  
○東京海区におけるいか釣漁業の制限：七  
○特定建築者の公募：八  
○(都市整備局市街地整備部再開発課)：八  
○マンション再生まちづくり推進地区の指定：九  
○(住宅政策本部住宅企画部マンション課)：九  
○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催：(環境局総務部環境政策課)：一〇

### 雑報

○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定の廃止：(東京都職員共済組合)：一〇

○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定：(同)：一〇

○東京都職員共済組合の役員退職及び就職：(同)：一〇

## 告示

●東京都告示第千五百二十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月二十二日

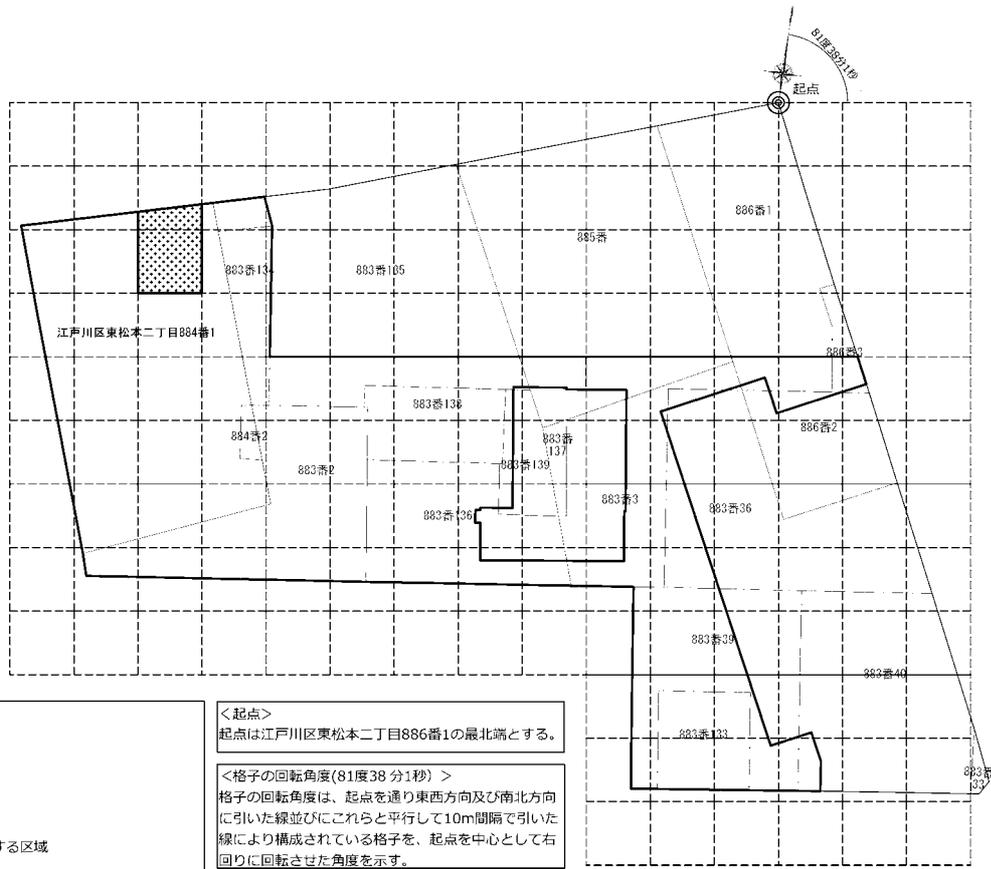
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区東松本二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<凡例>

- : 単地区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- : 指定を解除する区域

<起点>  
 起点は江戸川区東松本二丁目886番1の最北端とする。

<格子の回転角度(81度38分1秒)>  
 格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、山花いくお後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号)の一部を次のように訂正する。

令和二年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

山花いくお後援会の部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「整形外科医政協議会 1,100,000 円 中央区」を  
 「整形外科医政協議会 1,100,000 円 中央区  
 ティンズレフォーラム 600,000 円 千代田区」に  
 改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、山花いくお後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号)の一部を次のように訂正する。

令和二年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

山花いくお後援会の部5寄附の内訳(年間5万円を超え

るもの)の項中

「ナイグレフナーラム	100,000	新宿区	」を
「ナイグレフナーラム	700,000	新宿区	」に

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、山花いくお後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号)の一部を次のように訂正する。

令和二年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

山花いくお後援会の部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「整形外科医政協議会	1,200,000	台東区	」を
「整形外科医政協議会	1,200,000	台東区	」に
「ナイグレフナーラム	600,000	新宿区	」に

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、山花いくお後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号)の一部を次のように訂正する。

令和二年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

山花いくお後援会の部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「整形外科医政協議会	1,200,000	台東区	」を
「整形外科医政協議会	1,200,000	台東区	」に
「ナイグレフナーラム	600,000	新宿区	」に

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、長島昭久を育てる会、博文会及び山花いくお後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成三十年東京都選挙管理委員会告示第百二十三号)の一部を次のように訂正する。

令和二年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

長島昭久を育てる会の部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳の項中

「長KEN inter national J P	600,000	国分市	」を
「長KEN inter national J P	600,000	国分市	」に

(支払者)

(政治団体からの対 価の支払)	(金額) 円	(事務所の 所在地)
T K C 西東京山梨政 経研究会	220,000	八王子市

改める。

博文会の部6特定パーティーの概要の項中「1,513」を「518」に改める。

山花いくお後援会の部1収入総額の項中「20,037,595」を「20,437,595」に、「11,422,000」を「11,822,000」に改め、同部2支出総額の項中「10,929,763」を「11,329,763」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「11,287,000」を「11,687,000」に、「5,220,000」を「5,620,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「800,000」を「1,200,000」に、

「ナイグレフナーラム	100,000	新宿区	」を
「ナイグレフナーラム	700,000	新宿区	」に

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第十一選挙区支部、自由民主党東京都第十三選挙区支部、信政会、博文会及び山花いくお後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号)の一部を次のように訂正する。

令和二年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第十一選挙区支部の部6特定パーティーの概要の項中「646」を「348」に改める。

自由民主党東京都第十三選挙区支部の部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳の項中

「製菓産業政治連盟 400,000 中央区」を

「製菓産業政治連盟 400,000 中央区」を

(名称)

鳴下一郎新春賀詞交

敬会

(支払者)

(政治団体からの対価の支払) (金額) (事務所の所在地)

日本医師連盟 300,000 文京区」

改める。

信政会の部3本年収入の内訳の項中「12,899,676」を

「8,319,676」に、「2,300,000」を「6,880,000」に改め、同

部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「8,700,000」を「4,120,000」に、「2,300,000」を

「6,880,000」に改める。

博文会の部6特定パーティーの概要の項中「1,353」を

「509」に改める。

山花いくお後援会の部1収入総額の項中「13,463,763」

を「13,863,763」に、「10,929,763」を「11,329,763」に改

め、同部2支出総額の項中「5,304,712」を「5,704,712」に

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、自由民主党東京都大田区第四十支部から訂正の報

告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政

治団体の収支報告書の要旨(令和二年東京都選挙管理委員

会告示第百三十三号)の一部を次のように訂正する。

令和二年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都大田区第四十支部の部3本年収入の内

訳の項中「557,506」を「517,506」に、「90,000」を

「50,000」に、「300,000」を「340,000」に

「自由民主党大田総支部 200,000」を

「自由民主党大田総支部 200,000」を

自由民主党東京都第四選挙区支

部 10,000

自由民主党東京都大田区第十五

支部 10,000

自由民主党東京都参議院選挙区

第三支部 10,000

自由民主党東京都大田区第二十

七支部 10,000」

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、自由民主党東京都第九選挙区支部、自由民主党東

京都第十一選挙区支部、自由民主党東京都第十八選挙区支

部、自由民主党東京都第二十四選挙区支部、自由民主党東

京都参議院選挙区第四支部、自由民主党東京都中野区第十

四支部、自由民主党北区総支部、自由民主党板橋総支部、

長島昭久を育てる会、博文会、山花いくお後援会、都民フ

アーストの会森村たかゆき後援会及び井上信治後援会から

訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基

づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和二年東京都選挙

管理委員会告示第百五十七号)の一部を次のように訂正す

る。

令和二年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第九選挙区支部の部1収入総額の項中

「44,609,826」を「45,509,826」に、「41,350,000」を

「42,250,000」に改め、同部2支出総額の項中

「43,938,443」を「44,838,443」に改め、同部3本年収入の

内訳の項中「10,950,000」を「11,850,000」に

「5,500,000」を「6,400,000」に改め、同部4支出の内訳の

項中「16,210,586」を「17,110,586」に、「3,500,000」を

「4,400,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超

えるもの)の項中「4,500,000」を「5,400,000」に改め、同

部6資産の内訳の項中「27,600,000」を「26,700,000」に改

める。

自由民主党東京都第十一選挙区支部の部6特定パーティー

の概要の項中「895」を「643」に改める。

自由民主党東京都第十八選挙区支部(長島 昭久)の部

2支出総額の項中「1,840,847」を「1,841,247」に

「7,381,153」を「7,380,753」に改め、同部4支出の内訳の

項中「381,808」を「382,208」に、「64,297」を「64,697」

<p>に改める。</p> <p>自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部3本年收入の内訳の項中「28,023,892」を「27,923,892」に、「8,477,892」を「8,377,892」に、「13,000,000」を「13,100,000」に</p> <p>自由民主党 自由民主党 自由民主党東京都参議院選挙区第二支部</p> <p>13,000,000 13,000,000 100,000</p> <p>改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中</p> <p>安部 宏美 府中市 62,000 中川 雅治 港区 100,000 安部 宏美 府中市 62,000</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第四支部の部3本年收入の内訳の項中「39,031,653」を「39,131,653」に、「20,051,653」を「20,151,653」に、「26,665,000」を「26,565,000」に改める。</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第五支部 50,000 自由民主党東京都第十一選挙区支部 100,000 自由民主党東京都参議院選挙区第五支部 50,000</p> <p>改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中</p> <p>藤居 秀三 豊島区 200,000 藤居 秀三 豊島区 200,000</p>	<p>下村 博文 100,000 板橋区</p> <p>改める。</p> <p>自由民主党東京都中野区第十四支部の部1収入総額の項中「1,032,400」を「1,142,400」に改め、同部2支出総額の項中「1,032,400」を「1,142,400」に改め、同部3本年收入の内訳の項中</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入 1,000,000 自由民主党東京都参議院選挙区第二支部 1,000,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 1,110,000 自由民主党東京都参議院選挙区第二支部 1,000,000 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 110,000</p> <p>改める。</p> <p>自由民主党北区総支部の部1収入総額の項中「19,595,883」を「19,605,883」に、「8,743,182」を「8,753,182」に改め、同部2支出総額の項中「11,939,440」を「11,949,440」に改め、同部3本年收入の内訳の項中</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入 650,000 自由民主党東京都支部連合会 650,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 660,000 自由民主党東京都支部連合会 650,000 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 10,000</p>	<p>改める。</p> <p>自由民主党板橋総支部の部3本年收入の内訳の項中「1,010,000」を「1,000,000」に、「30,000」を「20,000」に、「7750,000」を「7760,000」に</p> <p>自由民主党東京都第十一選挙区支部 7,100,000 自由民主党東京都第十一選挙区支部 7,100,000 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 10,000</p> <p>改める。</p> <p>長島昭久を育てる会の部1収入総額の項中「91,481,362」を「92,303,362」に、「44,623,801」を「45,445,801」に改め、同部2支出総額の項中「40,215,154」を「41,037,154」に改め、同部3本年收入の内訳の項中「243,801」を「1,065,801」に、「33,201」を「85,201」に、「210,600」を「980,600」に</p> <p>宣伝カーリース代 110,600 宣伝カーリース代 110,600</p> <p>金銭以外のものによる寄附相当分 770,000</p> <p>改め、同部4支出の内訳の項中「13,296,366」を「14,118,366」に、「623,473」を「1,445,473」に改め、同部5特定パーティーの概要の項中「1,385」を「470」に改め、</p> <p>山花くぐり後援会の部1収入総額の項中「8,107,212」を「8,507,212」に、「5,304,712」を「5,704,712」に改め、同部2支出総額の項中「395,879」を「795,879」に改め、同部3会森村たかゆき後援会の部1収入総額の項中「8,612,264」を「8,432,264」に、「8,180,000」を</p>
---	--	--

「8,000,000」に改め、同部2支出総額の項中「234,802」を「54,802」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「8,180,000」を「8,000,000」に

「個人からの寄附 8,000,000」を

「政治団体からの寄附 180,000」に

「個人からの寄附 8,000,000」に

改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「秦村 隆行 8,000,000 青梅市

（政治団体からの寄附（金額）（事務所の 円 所在地）を

附） 都民フアーストの会 180,000 新宿区」

「秦村 隆行 8,000,000 青梅市」に改める。

井上信治後援会の部1収入総額の項中「1,549,313」を

「1,861,297」に、「200,011」を「511,995」に改め、同部

2支出総額の項中「1,441,067」を「1,753,051」に改め、同

部3本年収入の内訳の項中

「その他の収入 11」を

「1件 10万円未満のもの 11」を

「1件 10万円未満のもの 11」に

「1件 10万円以上のもの 311,984」に

「レタックス料金立替分入金 311,984」に

改め、同部4支出の内訳の項中「1,439,105」を

「1,751,089」に、

「宣伝事業費 318,144」を

「宣伝事業費 318,144」に

その他の経費 311,984  
改める。

### 告 示（海区漁調）

#### ●東京漁調指示第十一号

東京海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。）による水産動物の採捕について、

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和二年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

#### （採捕の承認）

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合
- (二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合（承認基準）

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

- (一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと
- (二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであって、実施及び開催期間について、開催根拠地とな

る漁業協同組合の同意を得ていること。

- (三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるもの
- (四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

#### （採捕の禁止）

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行ってはならない。

- (一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。
- (二) 東京都内湾海域を除く東京海区（いずれも属島及び礁を含む。）の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域
- (三) 令和三年二月一日から同年六月三十日まで及び令和四年一月一日から同年三月三十一日まで（ただし、三宅島周辺海域にあつては、令和三年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで）の期間

#### （取扱要領）

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

#### （指示の有効期間）

五 この指示の有効期間は、令和三年二月一日から令和四年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十二号

東京海区（東京都内湾海域を除く。）における火光利用とびうお漁業（集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうおをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和二年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（禁止操業）

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業
- (三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

（承認操業）

二 総トン数三十トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船

船ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和三年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

（指示の有効期間）

- 三 この指示の有効期間は、令和三年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十三号

東京海区（東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。）におけるいか釣漁業（あおりいかを除く。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和二年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（禁止操業）

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) アンカー（シーアンカーを含む。）等で船舶（船外機船を除く。）を固定して行う操業
- (三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行

う操業

(四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(五) 令和三年九月一日から令和四年一月三十一日までの操業（大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。）

（承認操業）

二 総トン数五十トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	二百隻
神奈川県	三十隻
千葉県	二十五隻
静岡県	九十隻
その他の県	二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和三年十月二十九日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和三年二月一日から令和四年一月三十一日までとする。

公 告

特定建築者の公募について

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程(平成三十年東京都条例第一百一十号)第十条第二項において準用する同規程第八条第一項の規定により、東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業に係る特定建築者の公募について、次のとおり公告する。

令和二年十二月二十二日

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 公募により特定建築者に施設建築物の建築を行わせることとなる土地の存する地域の名称、面積、用途の制限及び価格に関する事項

(一) 地域の名称

港区高輪二丁目八十一番一ほか

(二) 面積

八、四八五・八四平方メートル

(三) 用途の制限

住宅、事務所、店舗、子育て支援施設、地下鉄駅施設

設及び駐車場

(四) 特定建築者の取得する保留床部分に相当する敷地の共有持分予定価格

二〇、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以上

二 公募により特定建築者となることができる者に必要な資格に関する事項

特定建築者となろうとする者は、次の全ての要件を備えていなければならない。

(一) 特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること。

(二) 特定施設建築物の保留床部分に相当する敷地の共有持分の譲渡に伴う対価の支払能力がある者であること。

(三) 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三条第一項に規定する免許を有する者であること。

(四) 次の欠格事由に該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合

イ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者である場合

ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続について、開始の申立てを受け、又は申立てをした者である場合

エ 東京都から指名停止を受けている場合

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四十七号)第八条第二項

第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員である場合

カ 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同

条第四号に規定する暴力団関係者である場合

キ オ若しくはカに規定する者から委託を受けた者又はオ若しくはカに規定する者の関係団体及びその役員又は構成員である場合

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第

五条第一項に基づく排除措置期間中である場合

三 譲渡契約の契約条項を掲示する場所

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地整備部再開発課(東京都庁第二本庁舎十一階)

四 申込書の提出場所及び提出期限

(一) 提出場所(提出は、郵送等により受け付ける。)

郵便番号 一六三ー八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地整備部再開発課

(二) 提出期限

ア 応募参加希望表明書

令和三年一月十二日午後五時(必着)

イ 特定建築者申込書

令和三年三月五日午後五時(必着)

五 募集要領の配布等

東京都都市整備局ホームページに掲載する。郵送を希望する者は、問合せ先に連絡すること。

ホームページアドレス

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/>

[bunjyuu/index.html](http://bunjyuu/index.html)

六 募集要領等に関する問合せ先

東京都都市整備局市街地整備部再開発課保留床・敷地  
処分担当

電話番号 〇三(五三二〇)五四六二・五四六三

マンション再生まちづくり推進地区の指定に  
ついて

東京都マンション再生まちづくり制度要綱(平成二十九  
年三月三十日付二十八都市住マ第三百二十二号)第三  
の規定により、マンション再生まちづくり推進地区(以下  
「地区」という。)を指定したので、第三 四の規定によ  
り次のとおり公告する。

令和二年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 地区の名称、位置、区域及び面積

中野四丁目地区

中野区中野四丁目、新井二丁目及び野方一丁目各地内

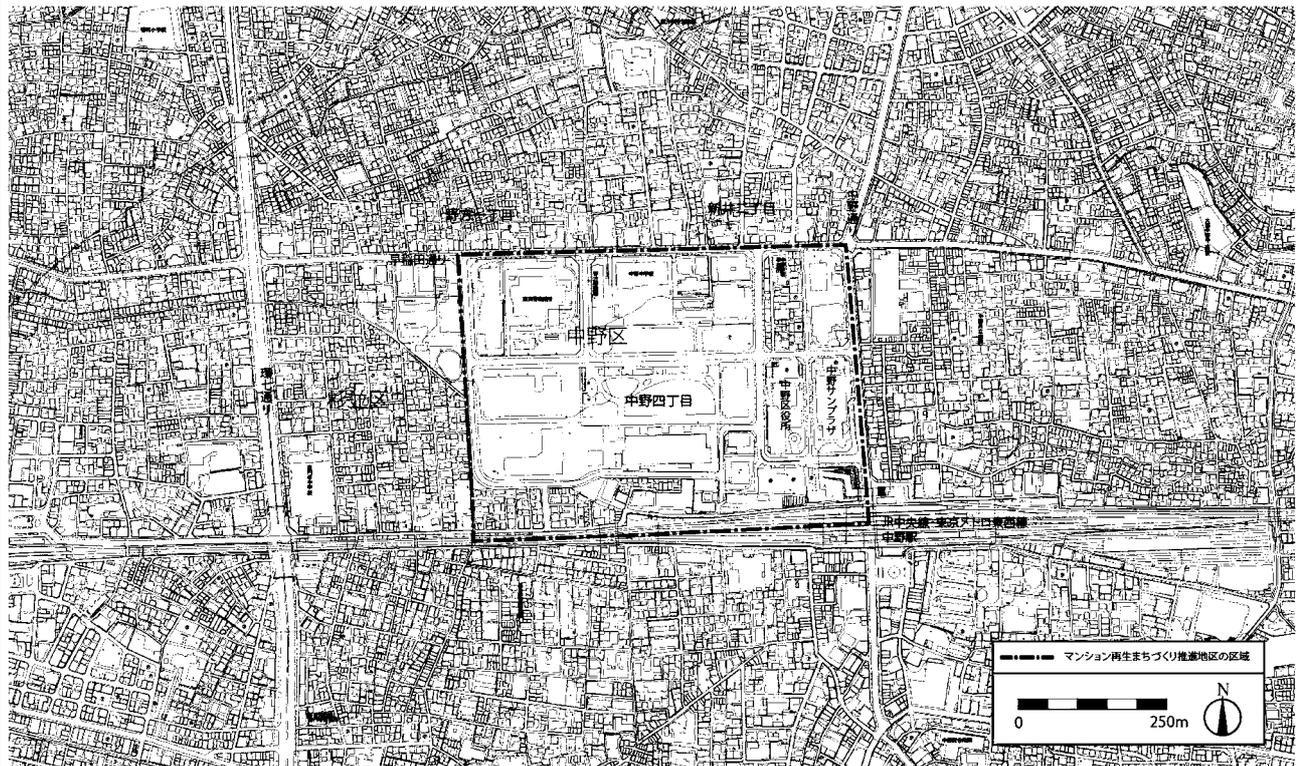
(別図のとおり)

約三十ヘクタール

二 指定年月日

令和二年十二月二十二日

別図 中野四丁目地区(中野区)



東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)新宿駅西口地区開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和二年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和三年一月二十九日(金曜日)午後一時三十分開始

二 場所

新宿区立環境学習センター 二階 研修室

新宿区西新宿二丁目十一番四号(新宿中央公園内)

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和三年一月五日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番  
一号 東京都庁第二本庁舎十九階

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
- (二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。
- (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

- (一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
- (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。  
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当  
電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

雑報

●東京都職員共済組合告示第四号

令和二年東京都職員共済組合告示第三号により告示した東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、令和二年十一月三十日をもって廃止した。

令和二年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合告示第五号

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第十二条第一項の規定に基づき、令和二年十二月一日付けで、東京都職員共済組合理事長の職務代理を行う者として、理事矢田部裕文を指定した。

令和二年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

東京都職員共済組合の役員及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和二年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

一 退職役員

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事長	多羅尾光睦	東京都副知事	令和二年十一月



発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一〇一〇一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

